



一般財団法人 日欧産業協力センター レポート 欧州デジタル政策 EU Policy Insights

Vol.13 2025年3月 「EUの汎用 AI 実施規範」

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 4階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

1. 要約

- EU は、AI プロバイダーが EU の AI 法に準拠し、透明性、著作権尊寿、リスク軽減を確保できるよう汎用 AI (GPAI) 実施規範を策定している。任意ではあるが、「適合の推定」が働き、2027 年以降に正式な技術基準が確定するまでの暫定措置として機能する。
- GPAI モデルは、複数のタスクを実行し、さまざまなアプリケーションに統合できる AI システムである AI システムである。標準的な AI システムとは異なり、インターフェースのような追加コンポーネントを必要とする。例としては、大規模言語モデル (LLM) や、テキスト、画像、動画作成のための生成 AI などがある。影響力の大きいモデルの中には、偽情報や有害な目的への悪用など、システム的なリスクをもたらすものもあり、さらなる監視が必要となる。
- 実施規範は、バランスの取れた将来性のあるアプローチを確実にするため、EU 機関、産業界、市民社会、学会、国際的オブザーバーが参加し、共同で策定されている。最終版は、2025 年 5 月までに完成する予定であり、AI 法の施行と調和のとれた基準の採用との間のギャップを埋めるものである。
- 規範は、AI プロバイダーに対し、技術文書の整備、トレーニングデータのサマリーの提供、著作権尊守を義務付けることで、透明性と説明可能性を義務付けている。システムック・リスクを伴うものについては、プロバイダーはリスク評価フレームワークを導入し、敵対的テストを実施し、セキュリティ脅威を継続的に評価しなければならない。
- そのコンプライアンスは、AI オフィスによって監督され、同オフィスは施行を監視し、文書化を要求し、AI 関連の重大インシデントの報告を義務付ける。主要業績評価指標 (KPI) はコンプライアンスを測定し、サイバーセキュリティ・データ保護・AI アクセシビリティ基準は AI 技術の安全で責任ある展開を義務付ける。

賛助会員・関係者の皆様のみ全文閲覧・ダウンロードが可能です。

賛助会員へのご入会[こちら](#)